

# 農業委員会だより

— 発行 大山町農業委員会 — 第10号



写真：(株) ブッシュクローバース (大山町羽田井地内)

- P 2 …… 農業委員・農地利用最適化推進委員
- P 3 …… 農作業標準労働賃金協定表
- P 4 …… 農業者年金特集
- P 5 …… 農業者年金特集
- P 6 …… 農業者年金特集
- P 7 …… 農地の転用
- P 8 …… お知らせ、編集後記

## 株式会社 ブッシュクローバース

主要施設	搾乳牛舎2棟	乾乳牛舎1棟
	パーラー舎1棟	堆肥処理施設
経営規模	乳牛飼養頭数	約600頭
	年間生乳生産量	約5,900トン

# お気軽にご相談ください!

- 農業を続けることが難しいので、田んぼを貸したい・売りたい
- 退職し、余力ができたので、田んぼを借りたい（新規就農したい）
- 自分の農地に農機具庫を建てたい
- 農地を子どもに贈与して、名義変更をしたい
- 認定農業者になりたい

☆その他、農業関連のご相談は、何でもどうぞ!

<農業委員・農地利用最適化推進委員 担当地区> 任期：平成29年7月20日～令和2年7月19日

担当区域		氏名	備考
中山地区	羽田井. 束積	尾古 礼隆	農業委員
	八重. 樋口. 石井垣	黒見 憲治	推進委員
	二本松. 林之峰. 大中尾	岸本 耕二	農業委員
	報国. 萩原. 退休寺	山下 一郎	農業委員
	栄田. 潮音寺. 内蔵	江原 宏昭	農業委員
	中山口. 阿弥陀山. 金屋. 下田中1・2区. 中林. 浜ノ上団地. 植松. 北御崎. 南御崎	高塚 光春	農業委員
	下甲. 赤坂. 曲松. 春日. 因ノ庄. ナスパルタウン	渡邊 博文	推進委員
	下市. 上市. 殿河内. 高橋	藤井 元之	推進委員
	岡. 住吉. 中尾. 塩津. 中池谷. さざんか台団地	大西 繁	推進委員
名和地区	長野. 松河原. 庄田	林原 春男	推進委員
	富長東・中・西. 塚根. 大塚. 福田. 大雀. 千歳	鳥橋 千廣	推進委員
	古御堂. 文殊領. 古原. 茶畑. 押平. 中村	高虫 秀樹	農業委員
	東・上・新・西・南高田. 押平1～3区. 上福	前田 繁昌	農業委員
	坪田1～3区. 東谷. 門前. 梶原. 新坪田	米澤 誠一	農業委員
	旧奈和. 下・上大山. 菅団. 渡道. 栃原	荒松 将志	推進委員
	御来屋東・1～11・南・港区. みどり区・のぞみ区	岩波 宏承	推進委員
	上・下前谷. 上・下木料. 倉谷. 楽仙	入江 英之	推進委員
	峯小竹. 小竹. 上坪東・西	小谷 恵	農業委員
大山地区	陣構. 神田. 下坪	日野 浩一	農業委員
	西坪. 駅前. ひかりが丘. 八景台	佐伯 守	推進委員
	平田. 上万. 富岡. 安原. 保田. あずみの郷	田中 好道	農業委員
	稲光. 妻木. 荘田. 長田	大場 兵輔	推進委員
	福尾. 上野. 大山口. 大山口団地. 大山口新団地. 新栄. 国信. 末吉	野口 稔	推進委員
	所子. 平木. 栄. 清原. 唐王. 末長. やすらぎの里	加藤 久和	推進委員
	神原. 上中高. 中高1～3・西区. 野田	岡田 龍男	農業委員
	大山. 種原. 飯戸. 明間. 美野留. あけまの森	川上 英章	農業委員
	今在家. 蔵岡. 前. 畑. 別所. 原. 今在家住宅	山根 操	推進委員
	佐摩. 宮内. 平. 坊領	杉谷 幸秀	推進委員
	香取全域(香取上・下. 香取. 香取弥生)	田中 喬	農業委員
下模原. 大谷. 赤松. 中模原. 一の谷	遠藤 幸子	農業委員	

※毎月2回、農業相談も行っています。

日時・場所は「広報だいせん」行事カレンダーや防災無線などでご確認ください。



令和2年度

# 農作業標準労働賃金協定表

※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、下記を参考に話し合いにより決定してください。

令和2年4月～翌年3月末まで

作 業 名		協定額(税込み)	摘 要	
田 植 え	機械植え(10a当たり)	6,600円	1. 側条施肥付500円加算 2. その他薬剤散布等は適宜加算	
	一般労務	850円	1. 1時間当たりの料金 2. 時間帯により適宜加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む	
耕 耘 機 ・ ト ラ ク タ ー	荒起	6,600円	1. 農地の状況により適宜加算	賄  い  な  し
	こなし	3,900円		
	代かき	5,300円		
	こなし・代かき同時	7,600円		
	フレールモア(10a当たり)	6,100円		
堆 肥	散布	1,500円	1. 1t当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料	
	あぜ草刈(1時間当たり)	1,800円	1. 刈払機(機械代・燃料代含む)	
	あぜ塗り(1m当たり)	70円	1. 農地の状況により適宜加算	な
	薬剤散布(10a当たり)	1,000円	1. ナイアガラ散布(機械代・燃料代含む)	し
	追肥(10a当たり)	1,500円	1. 機械代・燃料代含む	
稲 刈	バインダー(10a当たり)	8,100円	1. すみ刈りは、委託者で行う	
	コンバイン(10a当たり)	17,300円	1. カッター使用の場合は500円加算 2. 結束機使用の場合は2,000円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は下記基準を協議のうえ加算する 2割～5割の倒伏……………1割増 5割以上の倒伏……………3割増 5. 湿田の場合は協議のうえ加算する	
稲 脱 穀	ハーベスター(10a当たり)	7600円		

※消費税総額表示(協定額は消費税10%を含んだものです)

※梨については、西部果樹協会(0589-37-5814)までお問い合わせください。  
 ※この協定表は全町の標準額です。地区・農地の状況によって異なりますので、上記を参考に話し合いにより決定してください。



# 農業者年金をもっと知って！ 老後の安定を！！

## 農業者年金の加入資格

次の3つの要件を全てクリアしていれば、  
あなたは農業者年金に加入する資格があります。

- 年間 60 日以上農業に従事している
- 国民年金の第 1 号被保険者（保険料納付免除者は除きます）
- 年齢は 20 歳以上 60 歳未満である

## Q&A

### ● 農業法人や集落営農組織の場合、農業者年金に加入できますか？

#### 【農業法人の場合】

厚生年金（国民年金 2 号）の適用事業所となった農業法人で給料をもらっている人は、加入することができません。

#### 【集落営農組織の場合】

- ① 法人化されていない集落営農組織に参加する農業者は、農業者年金に加入することができます。
- ② 集落営農組織が従事分量配当性の農事組合法人の場合には、その従業員になっても税法上給与支給に該当しないため、厚生年金の適用とならず、農業者年金に加入することができます。

### ● 途中脱退は可能でしょうか？

脱退もできます。ただし、脱退された場合には、脱退一時金としてではなく、それまでに加入者が支払った保険料と年金裁定までの間の運用益は、加入期間にかかわらず（例え 1 カ月の加入でも）、将来、年金として支給されます。

また、脱退された方も、加入要件を満たせばいつでも再加入できます。

### ● 国民年金の付加年金への加入が必要になります

農業者年金に加入する方は、国民年金の付加年金の加入義務があります。この国民年金の付加年金は、付加保険料の月額 400 円を国民年金保険料に上乗せして納付すると、付加年金として毎年「200 円×納付月数」が受給できる国民年金の上乗せする年金制度です。

## 少子高齢時代に強く安定した年金

自分が納めた保険料とその運用益を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。

### 複数資産への分散投資で安全性を確保しています

加入者が納めた保険料などの資産運用は、農業者年金基金が一元的に行っており、国内債券を中心に複数の資産への分散投資を行うなど安全かつ効率的な運用が行われています。

### 資産運用がマイナスになった場合は、マイナス分を補う仕組みがあります

65歳の年金裁定のときに、仮に付利累計額がマイナスとなって、自分の年金原資が支払った保険料の合計額を下回るようなことになった場合には、マイナス分を補う危険準備金（付利準備金）の仕組みがあります。この付利準備金は、一定以上の運用益からその一部を少しずつ積み立てておき、マイナス運用のリスクに備えているものです。付利準備金の水準が適切かどうか、毎年度、農業者年金基金で検証しています。

### 毎年の積立・運用状況をお知らせ（ガラス張りの運用）

毎年度の年金資産の積立・運用状況は、農業者年金基金から毎年6月末までに加入者全員に対して「運用（付利）結果のお知らせ」によりお知らせしています。

これにより、①自分が納めた保険料総額や、②保険料の国庫補助のある方は国庫補助金がいくらになっているか、③保険料や国庫補助金の運用益がどうなっているかが、個人ごとに分かるようになっています。

## 終身年金で80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります

生きている限り受給できる終身年金です。もし、80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります。

### 生きている限り受給できる年金です

農業者年金は、原則65歳から終身（生涯）受け取ることができます。これにより、何歳まで生きるか誰も予測できない老後生活にとって、ずっと一定の所得が確保されるものです。

### 80歳前に亡くなられても死亡一時金が受けられます

また、仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金(\*)の現在価値に相当する額が、「死亡一時金」として遺族に支給されます。

なお、保険料の国庫補助金分については、特例付加年金として給付されるものであることから、死亡一時金の支給はありません。

(\*)農業者年金は農業者老齢年金と特例付加年金からなり、農業者老齢年金は加入者が支払った保険料とその運用益を基礎としており、65歳になれば、誰でも受給できます。

## 税制の優遇措置（節税）

農業者年金は公的な年金制度ですから、税制面でも民間の個人年金保険とは大きく異なり、「加入から受給までの優遇措置」があります。

### 社会保険料控除による節税効果が期待できます

農業者年金に加入して、その年に支払った保険料の全額（1人当たり最大80万4千円）が、所得税・住民税・復興特別所得税の「社会保険料控除」の対象になります。

農業者年金の保険料は、社会保険料控除として、所得から全額控除になりますので、その分課税対象所得が下がり、納める税金が安くなります。

### 年金資産の運用益も非課税です

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税ですので、その分年金原資が多くなります。

### 受け取る年金も公的年金等控除の対象になります

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

## 保険料の額は自由に決められます

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に選択できます。

### 保険料は自分で選べ、いつでも見直しが可能です

通常加入の保険料は、加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択することができ、いつでも見直すことができます。

### 経営の状況に合わせて選択しましょう

経営や生活にゆとりがない時は少ない保険料を選択し、多少ゆとりができた時は多い保険料を選択して将来に備えるといった、農業経営の状況や老後設計に合わせて、保険料の額を選ぶことができる弾力性のある制度です。





# 農地を転用する場合には、農地法による手続きを！

農地転用許可制度は、食料の安定供給の基盤である「優良農地の確保」と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利益に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。

- 農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。
- 農地を転用する場合には、原則として農地法の転用許可が必要です。
- 許可を受けずに転用したり、許可を受けた通りに転用しなかった場合に罰則の適用があります。

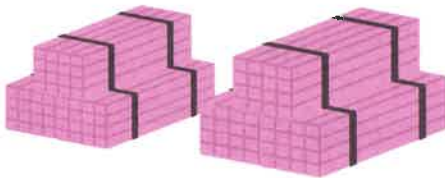
駐車場



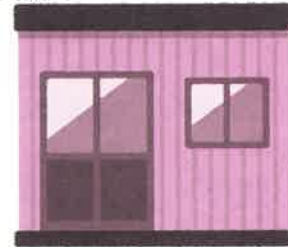
太陽光発電システム



資材置場



農業用倉庫

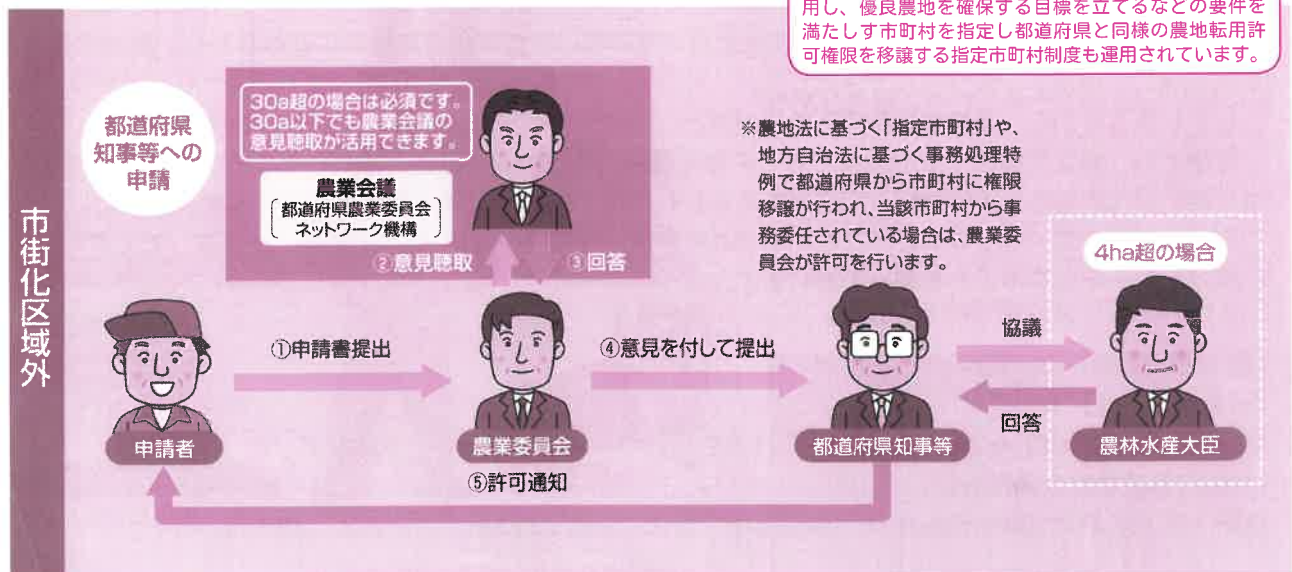


農地を転用する場合は農地法以外にも、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」や「都市計画法」などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許認可が得られる見通しが無い場合は、農地転用は許可されません。

## 農地転用許可等の手続き

農業委員会を経由して都道府県知事等に許可申請書を提出します。

平成 28 年 4 月から、4ha 超の農地転用も都道府県知事等の権限になりました（知事と農林水産大臣との協議は必要です）。  
また、農林水産大臣が、農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たす市町村を指定し都道府県と同様の農地転用許可権限を移譲する指定市町村制度も運用されています。



農地を活かし 担い手を応援する

# 全国農業新聞



毎月4回金曜日発行（月額700円）  
「全国農業新聞」は全国農業会議所が発行する農業委員会の情報誌です。

購読のお申し込みは、農業委員会事務局にお問合せください。

## 農業者年金で 老後の生活を安心サポート

3つの要件を満たせば

60歳未満

国民年金  
第1号  
被保険者  
国民年金保険料を納付

年間  
60日以上  
農業に従事

どなたでも加入できます

- 終身年金 年金は生涯支給され、しかも80歳より前に亡くなっても、80歳までの保証付きです。
- 選択型年金 保険料は自由に選択できます。（月額2万円～6万7千円の間です。）
- 政策支援 条件により、国から補助金を受けられます。

## 大山町農業委員・農地利用最適化推進委員 を募集します

農業・農村への多様な意見を反映させるため、女性・若者の積極的な参加をお願いします。

詳しくは、大山町ホームページまたは農業委員会事務局へお尋ねください。



### 編集後記

年号も令和となり新しい時代を迎えながらも、国際的には、日韓関係の悪化・新型肺炎ウイルスの感染拡大等による経済の低迷、また国内でも、昨年の台風・水害による農地や農作物等の浸水被害等、不安を抱えた幕開けとなりました。

改正農業委員会法が施行され、新体制に移行し、2年半が経ちます。いろいろな戸惑いの中、農地の有効利用・耕作放棄地の発生防止、また新規就農者等の担い手の確保を積極的に進めながら、農業委員、推進委員とも連携して取り組んできました。

しかし残念ながら、農業従事者の高齢化が進み、廃業や耕作放棄地が増えているのも実状です。

今後とも、農業委員会では国や県・町・中間管理機構等との関係機関と連携しながら、担い手育成をはじめ、耕作放棄地の解消等様々な支援等を継続してゆくことが大事だと考えております。

夏には東京五輪・パラリンピックが開催されますが、令和の新しい年が、皆様にとりまして災害のない実り多き一年になることを願っております。

（前田繁昌）

【編集委員長】前田繁昌

【編集副委員長】岡田龍男

【編集委員】山下一郎、大西 繁、入江英之、野口 稔、米澤誠一、岸本耕二

【大山町農業委員会事務局】

住所：〒689-3111 大山町赤坂66（中山支所）電話：0858-58-6115 FAX：0858-58-4024